

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
76000	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

扶桑町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

愛知県扶桑町長

公表日

令和4年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進事業は、健康増進法(平成14年法律第103号)及び関係法令に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①健康診査の実施、台帳管理(対象者の抽出、受診券発行、受診結果の管理など)②がん検診の実施、通知、台帳管理(対象者の抽出、受診券発行、受診結果の管理など)③健康教育、生活習慣病に関する教育の実施、相談、通知、台帳管理④健康増進に関する事業の提供⑤事後指導・結果管理
③システムの名称	健康管理システム、住民記録システム、宛名納付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 健康管理住民情報ファイル (2) 宛名納付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日号外法律第27号、「番号法」という)第9条第1項別表第1第76項 番号法別表第1の主務省令で定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号別表第2第102の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第50条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号別表第2第102の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	扶桑町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	扶桑町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月9日	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月9日	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月28日	5. ②所属長の役職名	介護健康課長 糸井川 浩	介護健康課長	事後	
令和4年2月16日	I - 1 ③	健康管理システム、個人住民税システム、住民記録システム、宛名納付システム	健康管理システム、住民記録システム、宛名納付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事前	
令和4年2月16日	I - 3	番号法第9条並びに同法別表第一第76項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日号外法律第27号、「番号法」という第9条第1項別表第1第76項 番号法別表第1の主務省令で定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第54条	事前	
令和4年2月16日	I - 4 ①	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月16日	I - 4 ②	—	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号別表第2第102の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第50条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号別表第2第102の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第50条	事前	
令和4年2月16日	II - 1	平成31年1月23日 時点	令和4年2月9日 時点	事前	
令和4年2月16日	II - 2	平成31年1月23日 時点	令和4年2月9日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月16日	IV-5	(提供・移転しない)	十分である	事前	
令和4年2月16日	IV-6	(接続しない[入手]・接続しない[提供])	十分である	事前	
令和4年4月1日	I-5①	介護健康課	健康推進課	事後	
令和4年4月1日	I-5②	介護健康課長	健康推進課長	事後	